

短期退職の場合の手数料返金措置

採用決定者が就業開始日以降 3 ヶ月未満に当該者本人の責により雇用契約を終了した場合（ただし、求人企業の理由による退職もしくは当該者本人の死亡等の不測の事態による退職の場合を除く）には、支払われたコンサルティング料のうち次の各号に該当する金額を、指定する銀行口座に振り込み返還するものとする。

- (1) 入社日以降 1 ヶ月未満 : コンサルティング料の 50%
- (2) 入社日以降 3 ヶ月未満 : コンサルティング料の 25%

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 18 番地 20 号

株式会社エムアールエス

有料職業紹介事業 : 13-ユ-306275